

日本獣医生命科学大学と北海道チクレン農業協同組合連合会
と株式会社北海道チクレンミートとの産学連携協力に関する協定書

日本獣医生命科学大学（以下「甲」という。）と北海道チクレン農業協同組合連合会（以下「乙」という。）及び株式会社北海道チクレンミート（以下「丙」という。）は、産学連携協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、高度な専門技術を持つ人材育成、学術の発展、技術開発並びに地域の産業振興に貢献することを目的とする。

（連携協力事業）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について連携協力する。

- (1) 学部学生並びに大学院生等の研修や実習に関すること。
- (2) 教育研究に関する施設・設備の共同利用に関すること。
- (3) 学術研究における交流に関すること。
- (4) 研究の推進に関すること。
- (5) 乳用種去勢牛の食肉（キタウシリ）及び製品としてのブランド化に関すること。
- (6) その他、甲、乙及び丙が協議決定した事項。

（協議会の設置）

第3条 前条に掲げる項目に関する取組みについて協議するため、協議会を設置する。

2 前条に掲げる連携協力事項に係る具体的プロジェクトの実施内容は、協議会において決定し、合意内容を書面にて取り交わすものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動を行うに際して、他の当事者から開示された秘密情報及び本協定に基づく活動により得られた成果のうち、甲、乙及び丙で秘密情報と決定したもの（以下「本秘密情報」という。）につき守秘義務を負うものとし、自己の秘密情報及び本秘密情報には、秘密情報であることを明示するものとする。

また、本秘密情報を公表しようとする当事者は、少なくとも公表の1ヶ月前に他の当事者に連絡し、事前に他の当事者の書面による承諾を取るものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とし、有効期間の満了日の3ヶ月前までに、甲、乙及び丙から、書面により本協定終了の意思表示がない場合は、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定める。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月26日

甲 東京都武蔵野市境南町一丁目7番1号

日本獣医生命科学大学

学長

阿久澤 実生



乙 北海道札幌市厚別区厚別東5条1丁目2番29号

北海道チクレン農業協同組合連合会

代表理事理事長

貞 憲 修



丙 北海道札幌市厚別区厚別東5条2丁目3番43号

株式会社北海道チクレンミート

代表取締役

木村 信男

